

TDに適用されなければ子会社が同様の問題に直面すること。

・ 資本は資産から負債を控除した残余持分であるため、資本の構成要素に対して資産および負債と同様のアプローチを適用することは合理的であること。

・ IFRS1号D16項(a)の主要な救済措置は、子会社の初度適用において親会社のIFRS移行日に基づきIFRS財務諸表の作成を認めることにあり、その観点からは資本の構成要素も含まれるべきと考えられること。

⑤ IFRS-ICの協議結果と結論の根拠

次を理由として見解1を採用する。

- ・ IFRS1号D16項(a)は資産および負債にのみ言及しており、資本の構成要素には言及していないこと。
- ・ IFRS1号BC63項においても、資産および負債の範囲でのみ説明がなされていること。
- ・ IFRS1号18項において、IFRS1号の免除規定を類推適用してはならないとされていること。

この結果、子会社B社は自らのIFRS移行日の財政状態計算書にお

いて、親会社であるA社のIFRS移行日に基づき親会社の連結財務諸表に含まれていたであろう帳簿価額によりCTDを認識することはできない。

結果的に、子会社はIFRS移行日において、IFRS1号D13項に基

づきCTDをゼロとするか、遡及的に算定した結果に基づくこととなる。

IFRS-ICは、子会社が親会社よりも後にIFRS基準の初度適用企業となる場合の資本の内訳項目について、狭い範囲の基準設定の可能性を調査することを決定した。

II 金融商品、収益認識、リースなど 公表済みで未発効の IFRS基準の概要

新日本有限責任監査法人
公認会計士

岩田 英里子

はじめに

本稿では、2017年度において公表済みで未発効のIFRSの基準を取り上げる。これらの基準は、

2017年度では強制適用はされないものの、IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」にて開示が要求される事項もあることから、それぞれの基準の内容について解説を行う。

なお、本稿の記載は2017年11

月末時点の情報に基づいている。また、文中における意見に関する部分は筆者の個人的見解であり、所屬する法人の正式な見解でない点はご了承ください。

公表済みで未発効のIFRSの一覧

本稿の執筆時点において、公表済みで未発効のIFRSの基準および内容は、図表1のとおりである。

IFRS9号(最終版)

(1) 概要

金融商品の会計基準の簡素化の要求、また金融危機において識別された問題点の改善を図るべく、①分類および測定、②減損、③ヘッジ会計の3つのフェーズに分け、順次改訂が行われた。分類および測定の初版は2009年、ヘッジ会計は

竹下 泰俊(たけした・やすとし)
新日本有限責任監査法人
IFRSデスク マネージャー
公認会計士
2007年、新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所。以降、主として医薬品、化学品等の製造業、サービス業等の会計監査に携わる。2017年よりIFRSデスクにて、自動車部品製造業などのIFRS導入支援業務、研修業務などに携わっている。